

不在者投票の手続きについて

期間：告示日の翌日1月10日（水）から投票日前日1月13日（土）

①投票用紙等の請求

1月9日（告示日）の前から請求できますので早めに請求してください。

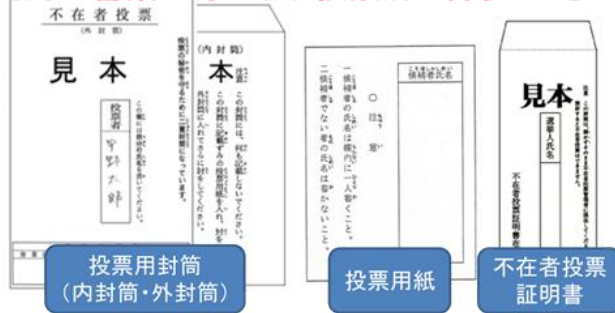
「不在者投票宣誓書（兼請求書）」に必要事項を記入のうえ、郵送して下さい。

選挙人名簿に登録されている
喬木村選挙管理委員会

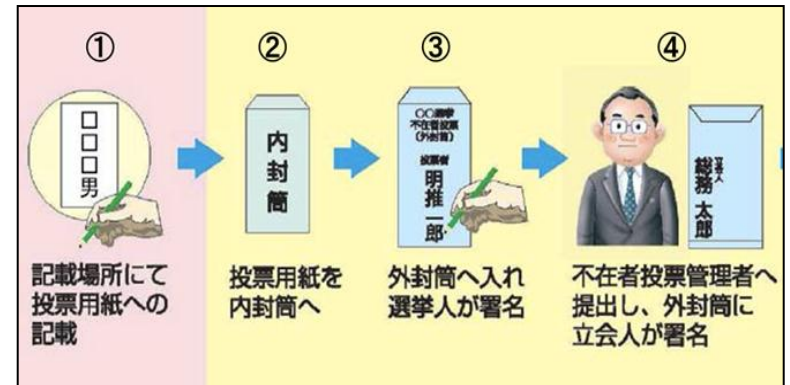
※投票用紙等を送ってもらう現住所は、確実に郵便物が届く場所を記載してください。（例：××市1-1メゾン〇〇101号）
※選挙人名簿に登録されている市町村がわからない場合には、住民票のある市町村の選挙管理委員会に確認ください。

②郵送された投票用紙等の受取り

同封の書類はそのまま投票所に持参ください



不在者投票の流れ



居住地の選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

不在者投票は告示から投票日前日の6月10日までに喬木村選挙管理委員会へ必着です。早めの問い合わせと投票をお願いします。

③不在者投票の流れ

あらかじめ投票できる場所と時間を選挙管理委員会に確認して投票場所へ行く。郵送された封筒を職員に提出後、本人確認の上で以下の手続きを行います。

- ①不在者投票記載場所で投票用紙に記入してください。
- ②投票用紙を内封筒に入れて封をしてください。
- ③その内封筒を外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に署名してください。
- ④不在者投票管理者へ提出してください。以上で終了です。